

国税に関する一般的なご相談は、 まず「電話相談センター」をご利用ください！

税務署におかけいただいた電話は、自動音声案内でご案内しております。(古河税務署 0280-32-4161)
相談内容に応じて「1」、「2」、「3」の番号を選択してください。

○国税に関する
一般的なご相談

「1」を選択

電話相談センター

音声案内に従い相談内容の
番号を選択してください。

- 「1」・・・所得税
- 「2」・・・源泉所得税・年末調整
- 「3」・・・相続税・贈与税
譲渡所得
- 「4」・・・法人税
- 「5」・・・消費税・印紙税
- 「6」・・・そのほかのご相談

○個別的なご相談のため
の予約手続

○税務署からの照会に
関するお問合せ

○税金の納付相談

「2」を選択

税 務 署

○消費税の軽減税率
制度に関するご相談

「3」を選択

消費税の
軽減税率制
度に関する
専用窓口

税務署での面接相談は、「事前予約制」としてあります。

(1月から3月の個人の確定申告相談を除く)

相談日時をご予約いただくと、待ち時間なくご案内できます。
事前予約は、古河税務署0280-32-4161(自動音声案内で、「2」を選択)

※ご予約なしでお越しいただいた場合は、長時間お待ちいただく場合があります。

- ◎ よくある税の質問は国税庁ホームページの
「タックスアンサー」に掲載されています。
- ◎ 携帯電話からもご利用いただけます。

タックスアンサー

検索



確定申告書は、**自宅で作成**できます！

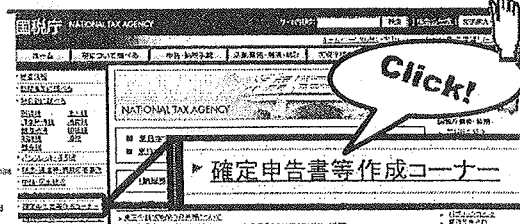
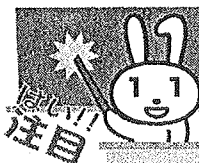
国税庁ホームページ「確定申告書
等作成コーナー」で、確定申告書が
作成できます！

www.nta.go.jp

国税庁

検索

提出は電子か郵送で！



- 1 平成28年分の申告書には、マイナンバーの記載が必要です！
- 2 本人確認書類の提示又は添付が必要になります！

注！本人確認書類は、マイナンバーカード又は、通知カード＋免許証や健康保険証です。

古河税務署では、**平成29年2月16日（木）から
確定申告会場を開設します。**

※混雑している日は、駐車場に入場するために、お待ちいただく日もありますので、公共交通機関のご利用をお願いします。

○確定申告期間中は、 税務署は大変混雑します。

来署してから手続が終了するまで、かなりのの
時間を要しています。

- ※1 確定申告会場では、上記と同じホームページを使い、ご自身でパソコンを
操作し、作成していただいています。
- ※2 記載済み申告書を税務署にご持参いただいても、当日その場で内容確認は
行っておりませんので、昼間連絡が可能な電話番号の入力をお願いいたします。

○電話で個別にサポート、動画でも操作方法等を解説しています。

途中で入力方法がわからなくなった・・・。 そんな時は、電話でご相談ください。
個別にサポートします。

また、国税庁動画チャンネルでも操作方法等を解説しています。

国税庁動画チャンネル

検索

※ e-Taxや確定申告書等作成コーナー等のパソコン操作に関するお問い合わせは、
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎ 0570-01-5901)へお問い合わせください。

【受付時間】 9時～20時 平成29年1月16日～3月15日(土、日、祝日を除きます。)

なお、2月19日～3月12日期間の日曜日は受付を行っております。

9時～17時 上記以外の期間(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)